

平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 J B イ レ ブ ン  
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 新 美 司  
(コード番号 : 3066 名証第二部)  
問 合 せ 先 : 取 締 役 伊 藤 真 一  
電 話 番 号 : 052-629-1100

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 26 日開催予定の第 36 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入の目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

なお本制度は、平成 28 年度税制改革において、法人の役員等による役務提供の対価として、一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対し、既存の金銭報酬額とは別枠で譲渡制限付株式の現物出資金額に相当する金銭債権を報酬として支給します。そのため、本株主総会において本制度に係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件としています。

なお、平成 28 年 6 月 27 日開催の第 35 期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬は年額 200 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が、対象取締役に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権を支給します。対象取締役は、当該金銭報酬債権を当社が新たに発行または処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により払込み、当該発行または処分される当社の普通株式を引き受けるものとします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額 20 百万円以内とします。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

本制度により、当社の取締役会決議に基づき、当社が新たに発行しまたは処分する普通株式の総数は、年 30,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前

営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基盤として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、概ね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

本割当契約は、①一定期間、割当契約により割当を受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該割当株式を無償取得すること等を内容とします。

（ご参考）

当社は、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以 上